

氏名	たか はし のぶ ひろ 高 橋 信 弘
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学位記番号	経 博 第 114 号
学位授与の日付	平 成 13 年 7 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 経 済 政 策 学 専 攻
学位論文題目	産 業 内 貿 易 の 理 論

論文調査委員 (主査) 教授 岩本武和 教授 本山美彦 教授 岩本康志

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、Dixit=Stiglitz型の産業内貿易モデルに依拠しつつ、それを発展させることにより、これまでの貿易理論とは大きく異なる結論を導いている。

本論文の問題意識は、第一に、貿易理論が、自由貿易を行うと閉鎖経済時に比べて必ずその国は利益を得ると結論付けている点への批判である。これは現実とは必ずしも整合的でない。このため、本論文の第1章と第2章では、従来の理論モデルを拡張することにより、自由貿易が必ずしもその国の利益にならないことを示した。

第1章は、寡占市場の特徴である推測的変動 (conjectural variation) を独占的競争モデルに組み込むことにより寡占に近い状態を設定し、そのもとで貿易利益について検証する。この結果、場合によっては貿易利益が得られず、閉鎖経済から開放経済へ移行するとかえって一国の効用が低下するという結果が得られた。開放経済への移行とともに効用が低下する理由は、資本豊富国と貿易を行うと自国内の企業の生産量が低下して規模の経済性による利益が失われることや、閉鎖経済時は推測的変動の存在により資本分配率が高くなるため、資本豊富国と貿易を行うときの所得低下の程度が推測的変動を考慮しない場合よりも大きくなることなどによる。

第2章は、ある財の生産に、通信ネットワークという巨大な社会的共通資本が用いられるとき、2国間の貿易にどのような影響を与えるかを探求する。このとき、2国間で、通信ネットワークを用いて生産する企業数にほんの少しでも差が存在する場合、企業数の多い方の国がコスト的に有利なため企業が参入し、逆に企業数の少ない方の国ではコスト的に不利なため企業が退出する。したがって、企業が多い国ではさらに参入が起り、相手国ではさらに退出が起るといふ累積過程が発生する。この結果、貿易パターンが決まる。さらに、場合によっては複数均衡が生じるとともに、通信ネットワークを用いずに生産される財に特化する国は、貿易利益が必ずしも保証されないことを明らかにしている。

本論文のもう一つの問題意識は、自由貿易のもとの産業政策である。そこで、第3章と第4章では、自由貿易のもとで参入政策 (entry policy) を行うとき、すなわち政府が独占的競争部門における企業数のみを規制する政策をとるとき、それが2国の効用にどのような影響を与えるかを考察する。

第3章は、2国2財1要素モデルを用いて、2国がそれぞれ参入政策を実施したときのナッシュ均衡と、参入政策の国際協調を探求する。この結果、ナッシュ均衡における両国の効用は、市場均衡を上回ることが明らかにする。また、参入政策の国際協調への分析を行った際には、第一に、ナッシュ均衡から両国に存在する企業数の比率を一定のまま企業数を増加させる参入政策の国際協調を行えば、ナッシュ均衡よりも両国の効用が上昇すること、第二に、参入政策の国際協調による両国の利害は、常に一致するわけではないことを明らかにする。

第4章は、2国2財2要素モデルを用いて、開放経済において一国のみが参入政策を行うときの効果を探求する。その結果、市場均衡の状態から自国が参入政策を実施したとき、ある一定の条件のもとでは、自国と外国の効用がともに上昇する。つまり、近隣窮乏化政策ではない政策が存在するのである。さらに本章は、自国と外国の要素賦存比率が等しいという条件

のもとでは、参入政策は必ず自国と外国の効用をともに上昇させることを明らかにする。

第5章は、これまでの四章とは異なり、部分均衡分析を用いて、企業が部品を輸出して完成品を輸入する垂直的産業内貿易をモデル化する。そして、為替レートや国際価格の変化に応じて、産業内貿易指数がどのような動きを見せるかを探求する。その結果、産業内貿易指数は、円高とともに、上下に単調ではない動きをすることが明らかとなった。つまり、部品と完成品の産業内貿易に関するかぎり、為替レートと産業内貿易指数の水準との間に単調な増減の傾向は、必ずしも見いだせないのである。ここから、日本の産業内貿易指数が他の先進国に比べ小さいことをもって、日本市場が閉鎖的であるとの主張には、理論的根拠があるとは言えないということが示唆される。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、従来の貿易理論を用いながらも、それを発展させることにより、これまでとは異なるユニークな結論を導き、より現実的な政策的含意を見出すことを意図した、野心的な研究である。

本論文が用いているモデルの多くは、Dixit=Stiglitz型の産業内貿易モデルである。これは貿易理論の代表的なモデルの一つであるが、このモデルの特徴的なことは、差別化財の variety の数が増加するほど効用が上昇する、というCES型の効用関数を用いている点である。こうした効用関数にどれだけ現実性があるのか、という批判はかつてより存在するが、本論文では、このモデルを敢えて用いることにより、貿易理論にいくつかの貢献を果たすことに成功している。

第一は、いわゆる貿易の利益に関するものである。比較生産費説からヘクシャー=オリーン・モデルまで、従来の貿易理論のほとんどは、幼稚産業保護論や窮乏化成長論などの例外を除いて、自由貿易を行うと閉鎖経済時に比べて必ずその国は利益を得ると結論付けてきた。本論文が依拠するDixit=Stiglitz型の産業内貿易モデルも、その特徴的な効用関数ゆえに、貿易をすれば消費者が享受できる差別化財の variety 数が増加する、という貿易利益の要素を新たに一つ付け加えたのである。

しかし、本論文の第1章・第2章は、両国の技術水準が同一であると仮定するヘクシャー=オリーン型の2国2財2要素の世界において、その2財のうちの1財を差別化財とした、最も代表的な産業内貿易モデルを用いながら、それを発展させることにより、一国の貿易利益が必ずしも保証されないケースも存在しうることを明示的に示した。これは本論文の独創性である。さらに、結果の分析を通じて産業内貿易モデルの特性を明らかにするとともに、貿易から不利益を被るのを防ぐための政策の必要性を説いている。

加えて、第1章は推測的変動を独占的競争モデルに組み込むことにより、独占的競争モデルを現実へ近づけようとした点で評価される。また第2章は、通信ネットワークを用いて生産される財に注目した貿易モデルを発展させているが、累積過程を通じて一国の優位が決まることを説明する点で、通信ネットワークを用いる産業だけでなく、幅広い産業へ適用可能な発展性のあるモデルと言える。

第二は、貿易理論における一般均衡分析に対する貢献である。Dixit=Stiglitz型の産業内貿易モデルを用いた、開放経済における産業政策（本論文では参入政策に限定）の分析は、部分均衡分析を用いたものが従来存在しているが、生産要素市場を組み込んだ一般均衡分析は、これまで存在していない。したがって、本論文は、貿易理論と産業政策というテーマに一般均衡分析を適用した数少ない本格的な試みと言えよう。

さらに、その分析結果は、国際協調の上で、ルールの決定と国際交渉力がいかに重要かを明らかにするとともに、WTOなどで行われている生産補助金をなくすための協議への批判ともなっており、現実の国際交渉や経済政策への示唆的な内容も含んでいる。

しかしながら、残された課題もいくつかある。第一に、本論文は従来の貿易理論の抽象性を批判し、より現実的な結論と政策的含意を導出しようとしている。しかし、これまでの貿易理論の批判という問題意識に性急なあまり、一つのモデルから多くの主張点を言い過ぎており、かえって著者のオリジナリティーを見えにくくしている。つまり、モデル設定のなかで、どの部分が効いて従来とは異なるユニークな結論が導き出されたかについてのメカニズムが不明確である。その意味で、モデルを複雑にするだけでなく、単純なモデルで簡潔な結論を導出する努力が必要であろう。

第二に、著者のユニークな結論を導出する際に、数値例に依存している場合があり、「この場合にはこういう結論、この

場合にはこういう結論が導き出される」といった記述では、説得力に欠ける。ここでも、興味深い結論の導出されるケースが、どういうメカニズムで導出されるかについての説得力のある説明が不足しているのである。例えば、第1章において、推測的変動によって効用が上昇するときと低下するときを決める要素は何か、また、開放経済において貿易不利益が生じるとき、推測的変動がどのようなメカニズムで作用するのかなど、まだ解明されていない点がいくつかある。

総じて言えば、理論的な問題意識と、モデルの現実との距離感が分かりにくく、その意味で政策的含意という点ではいまだ不十分である。現実の動きを説明し、それへの政策提言を行うためには、いっそうの改良が必要である。

このように改善すべき点は残されているが、このことは本研究の学術的貢献を否定するものではない。代表的な貿易理論を用いながら、それを発展させたモデルから導き出されたいくつかのユニークな結論は、野心的な問題意識とともに、非常に興味深く、今後の発展も期待されるものと言える。

よって本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成13年6月22日論文内容と、それに関する試問を行った結果、合格と認めた。